

# 保護者の皆様へ

## 新型コロナウイルス感染症への対応について（お願い）

（令和5年5月8日「5類」移行後）

### 1 基本的な感染防止対策の徹底について（継続）

感染拡大防止のため、ご家庭においても、引き続き「三つの密（密集・密閉・密接）」の回避、「こまめな手洗い」、「効率的な換気」、「体調が悪い場合は外出、移動を控える」など、基本的な感染症対策の徹底をお願いします。

また、子どもたち及び仲間たちが発熱、せき、のどの痛み等の症状がある場合は、通所しないで、ご家庭で様子を見るとともに、まずは、かかりつけ医などの身近な医療機関にご相談ください。

### 2 事業所の休所、通所停止・通所自粛について（継続）

当事業所の職員・子どもたち及び仲間たちがPCR検査（又は抗原検査キット）で陽性となった場合、事業所内の消毒及び感染状況の把握のため（概ね1日～3日間）臨時休所（全部又は一部）します。

また、以下の場合は、子どもたち及び仲間たちは通所停止又は通所自粛となりますので、ご協力をお願いします。

区分	対応	
子どもたち及び仲間たちがPCR検査（又は抗原検査キット）で陽性となった場合 子どもたち及び仲間たちが濃厚接触者となった場合	通所停止	保健所が指示する期間に2日間程度加えた日数 （通所予定前日に検査キットで陰性であれば通所可能）
子どもたち及び仲間たちの保護者・同居家族が濃厚接触者となった場合	通所自粛	濃厚接触者の健康観察期間が終わるまで
保護者の勤務先が感染症予防の観点から休業となった場合（自主休業含む）	通所自粛	休業期間中

\*通所停止期間については保健所が指示する期間より長めを考えています。（7日間程度）

\*子どもたち及び仲間たちやご家族について、「陽性又は濃厚接触者として特定された」場合には、必ず併用している事業所にご連絡をお願いします。なお、併用事業所を利用しないようご協力をお願いします。